Amundi
Investment Solutions

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日:2026年10月16日

アムンディ・次世代医療テクノロジー・ファンド（年2回決算型）

愛称：みらいメディカル

追加型投信／内外／株式

ファンドは、NISA成長投資枠の対象です。
販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

■委託会社　ファンドの運用の指図を行う者

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第350号

■受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行う者

株式会社りそな銀行

■委託会社の照会先　ファンドに関するお問合せ

お客様サポートライン　**050-4561-2500**（受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページ　**https://www.amundi.co.jp**

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産（投資信託証券（株式　一般））	年2回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- この目論見書により行う「アムンディ・次世代医療テクノロジー・ファンド（年2回決算型）」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月15日に関東財務局長に提出しており、2026年10月16日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、表紙の委託会社の照会先までお問合せください。

【委託会社の情報】
委託会社名：アムンディ・ジャパン株式会社
設立年月日：1971年11月22日
資　本　金：12億円（2026年7月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：3兆2,482億円（2026年7月末現在）

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に先進国の医療テクノロジー関連企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 **アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)受益証券への投資を通じて、主に先進国の医療テクノロジー関連企業の株式に投資します。**

- ファンドにおける医療テクノロジー関連企業には、医療機器、診療器具、画像装置、医療サービス等が含まれます。
- 医療テクノロジー関連事業を行う企業が発展・拡大することは、国際連合の定める持続可能な開発目標(SDGs)のうち、主に"3.すべての人に健康と福祉を"の達成に貢献することが期待されます。

2 **マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。**

- マザーファンドにかかる運用指図の権限は、CPRアセットマネジメントに委託します。

3 **実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

4 **年2回決算(原則として毎年1月および7月の各15日、休業日の場合は翌営業日)を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。**

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式※1で運用を行います。

【イメージ図】

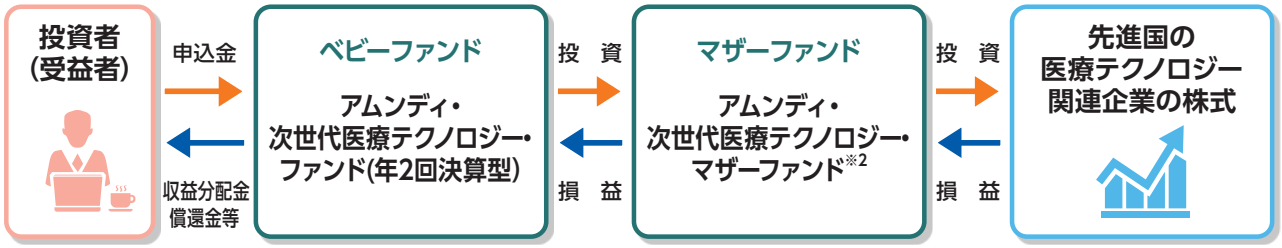

※1　ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

※2　マザーファンドにかかる運用指図の権限は、CPRアセットマネジメントに委託します。

CPRアセットマネジメントは、フランス・パリを本拠とする、世界トップクラスの資産運用会社アムンディ傘下の子会社で、アムンディのテーマ株運用の中核的な運用会社です。

マザーファンドの運用プロセス

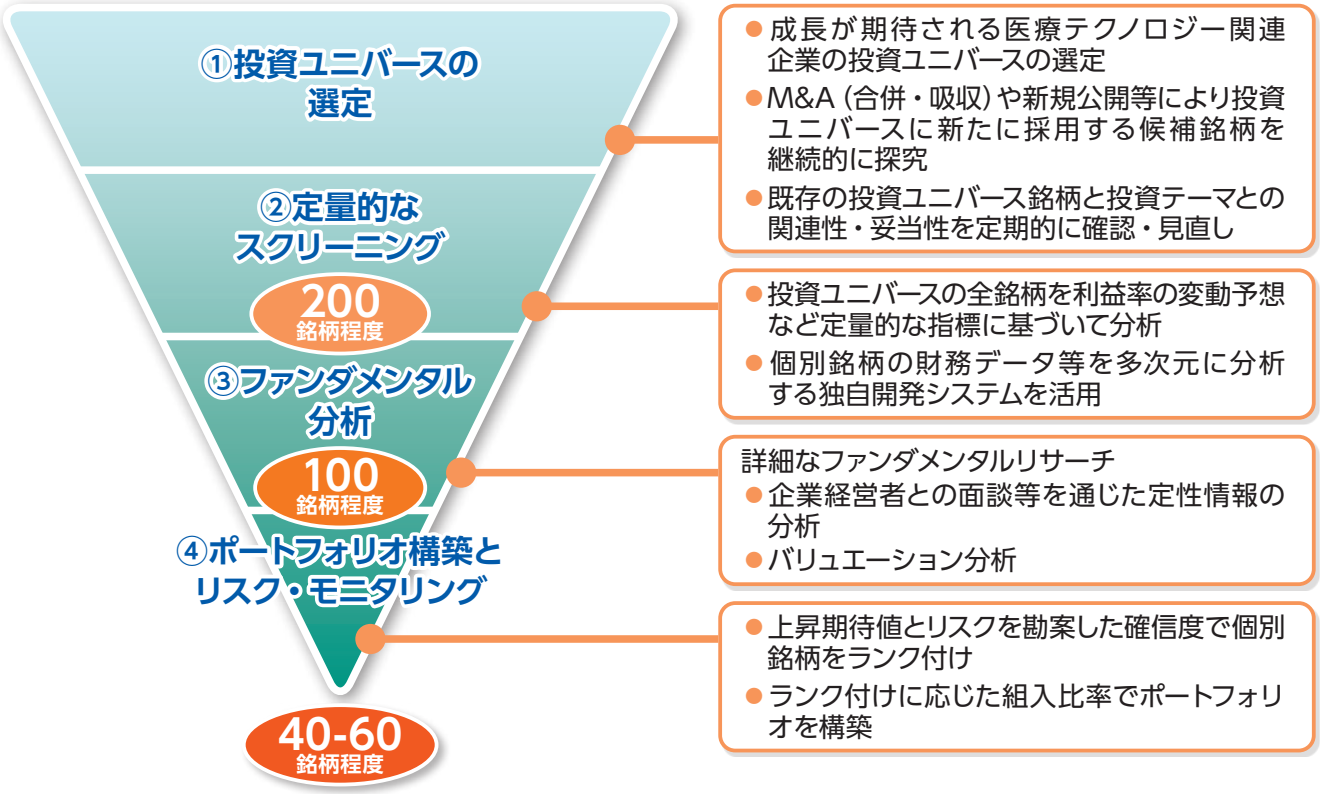

＊マザーファンドの運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

特定の業種への集中投資リスク

ファンドは、特定業種の投資比率が高くなるため、市場動向にかかわらず、ファンドの基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド(ベビーファンド)が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

③ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

- ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

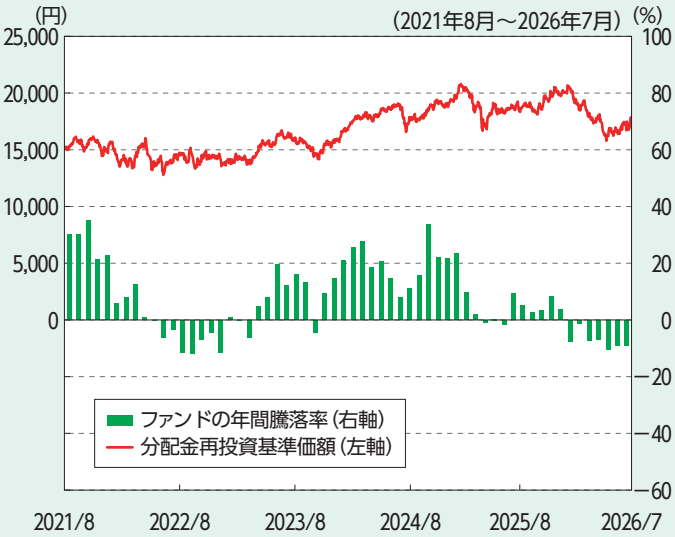

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

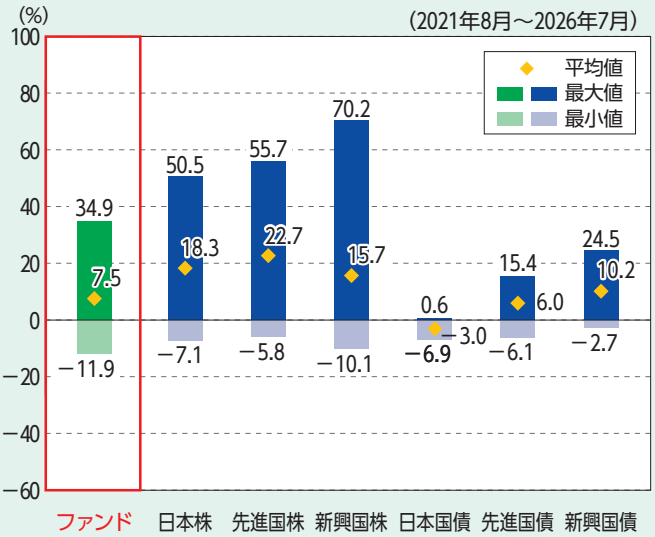

＊①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
＊②のグラフは2021年8月から2026年7月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
＊②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数について

日本株　**東証株価指数（TOPIX）（配当込み）**

東証株価指数（TOPIX）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

先進国株　**MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）**

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）**

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　**NOMURA-BPI国債**

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

先進国債　**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）**

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債　**JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）**

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

2026年7月末日現在

基準価額・純資産の推移

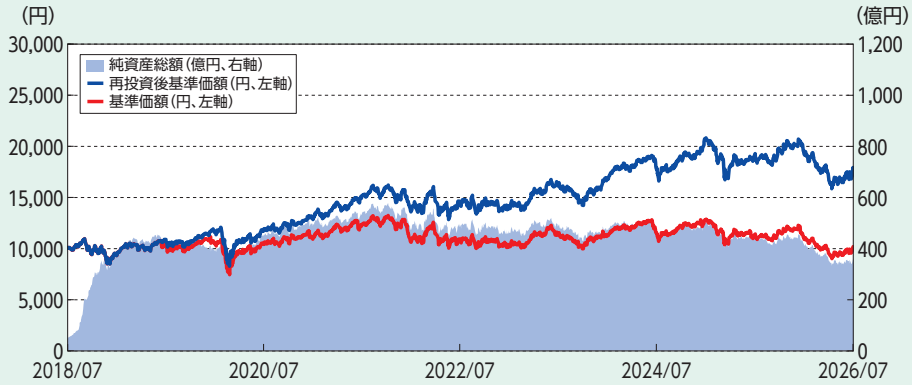

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	9,903円	純資産総額	350.4億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
12期(2024年7月16日)	500
13期(2025年1月15日)	500
14期(2025年7月15日)	500
15期(2026年1月15日)	500
16期(2026年7月15日)	0
設定来累計	6,450

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄はマザーファンド(アムンディ・次世代医療テクノロジー・マザーファンド)のポートフォリオの状況を記載しています。]

資産配分

資産	比率(%)
国内株式	5.31
外国株式	91.38
現金等	3.31
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
※現金等には未払諸費用等を含みます。

その他の資産

資産	比率(%)
先物	0.00

※比率は純資産総額に対する実質投資割合です。

組入上位10銘柄 (マザーファンド)

	銘柄名	国	比率(%)
1	ストライカー	米国	9.67
2	アボットラボラトリーズ	米国	9.40
3	インテュイティブサージカル	米国	7.40
4	ボストン・サイエンティフィック	米国	6.62
5	メドトロニック	米国	5.02
6	エドワーズライフサイエンス	米国	3.99
7	エシロールルックスオティカ	フランス	3.92
8	デクスコム	米国	3.76
9	ベクトン・ディッキンソン	米国	3.06
10	アルコン	スイス	2.93

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比です。

年間収益率の推移

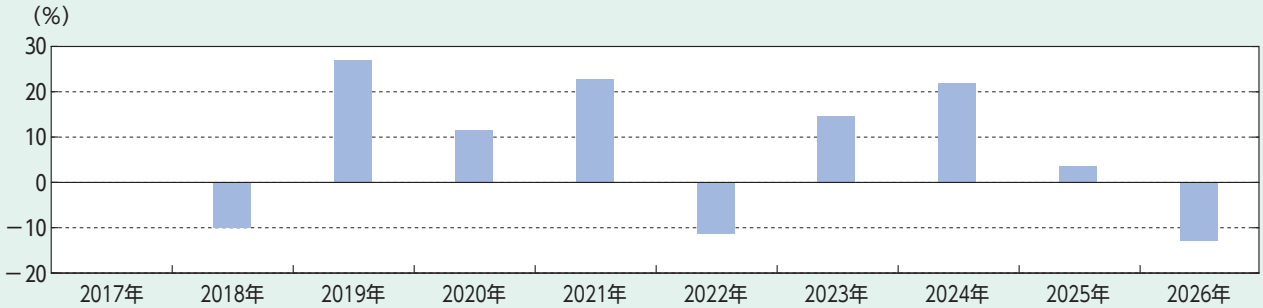

※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2018年は設定日(7月31日)から年末まで、2026年は年初から7月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。

換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について	申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合には購入・換金のお申込みを受付けません。 ●ユーロネクストの休業日 ●フランスの祝休日 ●ニューヨーク証券取引所の休業日 ●米国証券業金融市場協会が定める休業日 ●委託会社が指定する日
	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
	購入の申込期間	2026年10月16日から2027年4月15日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
	申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。

お申込みメモ

その他	信託期間	無期限とします。(設定日：2018年7月31日)
	繰上償還	委託会社は、ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったときまたは信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
	決算日	年2回決算、原則として毎年1月および7月の各15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
	収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	5,000億円です。
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

〈投資者が直接的に負担する費用〉

<table>
<tr><td>購入時手数料</td><td>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。
詳しくは販売会社にお問合せください。
<table>
<tr><th>料率上限
（本書作成日現在）</th><th>役務の内容</th></tr>
<tr><td>3.3%（税抜3.0%）</td><td>商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td>ありません。</td></tr>
</table>

〈投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用〉

<table>
<tr><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.793%（税抜1.63%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
【信託報酬の配分】
<table>
<tr><th>支払先</th><th>料率（年率）</th><th>役務の内容</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>0.80%（税抜）</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>0.80%（税抜）</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>0.03%（税抜）</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
</table>
【支払方法】
毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に年率0.80%を上限として乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。</td></tr>
<tr><td>その他の
費用・手数料</td><td>その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。
●有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
●信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。）
●投資信託財産に関する租税　等
＊その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</td></tr>
</table>

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

税　金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
◆法人の場合は上記とは異なります。
◆上記は2026年4月末現在の内容に基づいて記載しています。
◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間：2026年1月16日～2026年7月15日)

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.82%	1.79%	0.03%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。